

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 30 - 外債1 - 57

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年7月10日

【発行者の名称】 フィンランド地方金融公社
(Municipality Finance Plc)

【代表者の役職氏名】 Antti Kontio
Head of Funding
(資金調達部長)

Matti Kanerva
Senior Legal Counsel
(上級法律顧問)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 田 中 収

【住所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 田 中 収

【住所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1025

【今回の売出金額】 800,000,000円

【発行登録書の内容】

提出日	平成30年1月15日
効力発生日	平成30年1月23日
有効期限	平成32年1月22日
発行登録番号	30 - 外債1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 7,500億円

【これまでの売出実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
30 - 外債1 - 1	平成30年1月23日	1,000,000,000円		該当事項なし
30 - 外債1 - 2	平成30年1月23日	1,200,000,000円		該当事項なし
30 - 外債1 - 3	平成30年1月24日	500,000,000円		該当事項なし
30 - 外債1 - 4	平成30年1月26日	895,000,000円		該当事項なし
30 - 外債1 - 5	平成30年2月1日	700,000,000円		該当事項なし
30 - 外債1 - 6	平成30年2月22日	500,000,000円		該当事項なし
30 - 外債1 - 7	平成30年2月23日	500,000,000円		該当事項なし
30 - 外債1 - 8	平成30年2月23日	430,000,000円		該当事項なし
30 - 外債1 - 9	平成30年2月28日	548,000,000円		該当事項なし
30 - 外債1 - 10	平成30年3月19日	602,000,000円		該当事項なし
30 - 外債1 - 11	平成30年3月23日	1,000,000,000円		該当事項なし
30 - 外債1 - 12	平成30年3月30日	900,000,000円		該当事項なし
30 - 外債1 - 13	平成30年3月30日	1,100,000,000円		該当事項なし
30 - 外債1 - 14	平成30年3月30日	1,000,000,000円		該当事項なし
30 - 外債1 - 15	平成30年3月30日	1,005,000,000円		該当事項なし
30 - 外債1 - 16	平成30年3月30日	770,000,000円		該当事項なし
30 - 外債1 - 17	平成30年3月30日	854,000,000円		該当事項なし
30 - 外債1 - 18	平成30年3月30日	1,000,000,000円		該当事項なし
30 - 外債1 - 19	平成30年3月30日	500,000,000円		該当事項なし
30 - 外債1 - 20	平成30年4月6日	660,000,000円		該当事項なし
30 - 外債1 - 21	平成30年4月6日	1,560,000,000円		該当事項なし
30 - 外債1 - 22	平成30年4月6日	1,560,000,000円		該当事項なし
30 - 外債1 - 23	平成30年4月10日	600,000,000円		該当事項なし
30 - 外債1 - 24	平成30年4月13日	643,000,000円		該当事項なし

30 - 外債1 - 25	平成30年4月17日	9,554,000,000円	該当事項なし	
30 - 外債1 - 26	平成30年4月17日	1,178,000,000円	該当事項なし	
30 - 外債1 - 27	平成30年4月18日	2,315,000,000円	該当事項なし	
30 - 外債1 - 28	平成30年4月24日	500,000,000円	該当事項なし	
30 - 外債1 - 29	平成30年5月18日	1,066,000,000円	該当事項なし	
30 - 外債1 - 30	平成30年5月22日	500,000,000円	該当事項なし	
30 - 外債1 - 31	平成30年5月24日	500,000,000円	該当事項なし	
30 - 外債1 - 32	平成30年6月8日	800,000,000円	該当事項なし	
30 - 外債1 - 33	平成30年6月14日	300,000,000円	該当事項なし	
30 - 外債1 - 34	平成30年6月19日	6,082,000,000円	該当事項なし	
30 - 外債1 - 35	平成30年6月20日	414,000,000円	該当事項なし	
30 - 外債1 - 36	平成30年6月20日	495,000,000円	該当事項なし	
30 - 外債1 - 37	平成30年6月29日	1,183,000,000円	該当事項なし	
30 - 外債1 - 38	平成30年6月29日	539,000,000円	該当事項なし	
30 - 外債1 - 39	平成30年6月29日	897,000,000円	該当事項なし	
30 - 外債1 - 40	平成30年6月29日	1,053,000,000円	該当事項なし	
30 - 外債1 - 41	平成30年6月29日	973,000,000円	該当事項なし	
30 - 外債1 - 42	平成30年6月29日	726,000,000円	該当事項なし	
30 - 外債1 - 43	平成30年6月29日	300,000,000円	該当事項なし	
30 - 外債1 - 44	平成30年6月29日	500,000,000円	該当事項なし	
30 - 外債1 - 45	平成30年7月2日	1,404,000,000円	該当事項なし	
30 - 外債1 - 46	平成30年7月2日	640,000,000円	該当事項なし	
30 - 外債1 - 47	平成30年7月2日	1,570,000,000円	該当事項なし	
30 - 外債1 - 48	平成30年7月2日	894,000,000円	該当事項なし	
30 - 外債1 - 49	平成30年7月2日	1,000,000,000円	該当事項なし	
30 - 外債1 - 50	平成30年7月2日	1,000,000,000円	該当事項なし	
30 - 外債1 - 51	平成30年7月2日	500,000,000円	該当事項なし	
30 - 外債1 - 52	平成30年7月2日	1,000,000,000円	該当事項なし	
30 - 外債1 - 53	平成30年7月2日	400,000,000円	該当事項なし	
30 - 外債1 - 54	平成30年7月6日	500,000,000円	該当事項なし	
30 - 外債1 - 55	平成30年7月6日	370,000,000円	該当事項なし	
30 - 外債1 - 56	平成30年7月9日	1,000,000,000円	該当事項なし	
実績合計額		60,180,000,000円	減額総額	0円

【残額】

(発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額) 689,820,000,000円

(発行残高の上限を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	償還年月日	償還金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当事項なし						
実績合計額		該当事項なし	償還総額	該当事項なし	減額総額	該当事項なし

【残高】

該当事項なし

【縦覧に供する場所】

該当事項なし

注 本書中、別段の記載がある場合を除き、下記の用語は以下を指すものとする。

「発行者」または「公社」..... フィンランド地方金融公社
 (Municipality Finance Plc)
 「保証者」または「地方政府保証機構」..... フィンランド地方政府保証機構
 (The Municipal Guarantee Board)

第一部【証券情報】

第1【募集債券に関する基本事項】

該当事項なし。

第2【売出債券に関する基本事項】

1【売出要項】

【売出人】

会社名	住所
第四証券株式会社	新潟県長岡市城内町三丁目8番地26

【売出債券の名称】	フィンランド地方政府保証機構保証付 フィンランド地方金融公社 2019年7月26日満期 他社株転換条項付 円建債券 (期限前償還条項付・デジタル型・ノックイン条項付) 対象株式：東海カーボン株式会社 普通株式 (以下「本債券」という。) (注1)
【記名・無記名の別】	無記名式
【券面総額】	800,000,000円(注2)
【各債券の金額】	100万円(注3)
【売出価格及びその総額】	売出価格 額面金額の100.00% 売出価格の総額 800,000,000円(注2)
【利率】	() 2018年7月26日(当日を含む。)から2018年10月26日(当日を含まない。)まで：額面金額に対して年9.80% () 2018年10月26日(当日を含む。)から満期償還日または(場合により)期限前償還が行われる日(いずれも当日を含まない。)までの期間については、下記のとおり決定される。 (イ) 当該利払日の直前の利率判定日の終値が利率判定価格以上である場合、年9.80% (ロ) 当該利払日の直前の利率判定日の終値が利率判定価格未満である場合、年0.50% (注4)
【償還期限】	2019年7月26日(注3)
【売出期間】	2018年7月11日から2018年7月25日まで
【受渡期日】	2018年7月26日
【申込取扱場所】	売出人の本店および日本国内の各支店(注6)

- (注1) 本債券は発行者の債券発行プログラム (Programme for the Issuance of Debt Instruments) (以下「債券発行プログラム」という。)に基づき、2018年7月25日(以下「発行日」という。)に発行される。本債券はいかなる金融商品取引所にも上場されない。
- (注2) ユーロ市場で発行される本債券の券面総額は、800,000,000円である。
- (注3) 各本債券の満期償還は、2019年7月26日(以下「満期償還日」という。)において、下記「3 償還の方法 (2) 満期における償還」に従い、額面金額の支払または交付株式数の対象株式および/または現金調整額(もしあれば)の交付によりなされる。満期償還日前の償還については、「3 償還の方法 (1) 対象株式の株価の水準による期限前償還」、「3 償還の方法 (3) 税制変更による期限前償還」および「11 その他」を、対象株式発行会社については下記「第三部 保証会社等の情報 第2 保証会社以外の会社の情報」を参照のこと。なお、本注記載の用語は、それぞれ下記「用語の定義」に定義される。
- (注4) 利払日は、下記「2 利息支払の方法」に定義されている。利率判定日、終値および利率判定価格は、それぞれ下記「用語の定義」に定義されている。

本債券の付利は、2018年7月26日(当日を含む。)から開始する。発行日である2018年7月25日には、利息は発生しない。

- (注5) 本債券につき、発行者の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者(以下「信用格付業者」という。)から提供され、または閲覧に供される信用格付(予定を含む。)はない。

なお、発行者は、本書日付現在、ムーディーズ・インベスターズ・サービス(以下「ムーディーズ」という。)からAa1の長期発行体格付を、また、S&Pグローバル・レーティング(以下「S&P」という。)からAA+の長期発行体格付を、それぞれ付与されているが、これらの格付は直ちに発行者により発行される個別の債券に適用されるものではない。

ムーディーズおよびS&Pは、信用格付事業を行っているが、本書日付現在、信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

ムーディーズおよびS&Pについては、それぞれのグループ内に、信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社(登録番号:金融庁長官(格付)第2号)およびS&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社(登録番号:金融庁長官(格付)第5号)が登録されており、各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ(ムーディーズ日本語ホームページ(https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx))の「信用格付事業」のページにある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」およびS&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ(https://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/home)の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」(https://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/regulatory/unregistered)に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」において、それぞれ公表されている。

- (注6) 本債券の申込みおよび払込みは、本債券の各申込人が、売出人に開設する外国証券取引口座に適用される外国証券取引口座約款に従ってなされる。売出人に外国証券取引口座を開設していない各申込人は、これを開設しなければならない。この場合、外国証券取引口座の開設に先立ち、売出人から申込人に対し外国証券取引口座約款の写しが交付される。同約款の規定に従い、申込人に対する本債券の券面の交付は行われない。
- (注7) 本債券は、アメリカ合衆国1933年証券法(その後の改正を含む。)(以下「証券法」という。)に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。証券法上登録義務を免除されている一定の取引において行われる場合を除き、合衆国内において、または合衆国人に対し、もしくは合衆国人のために、本債券の勧誘、売付けまたは交付を行ってはならない。本段落の用語は、証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。

本債券は、合衆国税法上の要件の適用を受ける。合衆国税務規則により許された一定の取引において行われる場合を除き、合衆国もしくはその属領において、または合衆国人に対し、本債券の勧誘、売付けまたは交付を行ってはならない。本段落の用語は、アメリカ合衆国1986年内国歳入法および同法に基づく規則により定義された意味を有する。

【売出しの委託契約の内容】

該当なし。

【債券の管理会社】

該当なし。
 財務代理人

本債券の財務代理人（以下「財務代理人」という。）	
会社名	住所
シティバンク・エヌ・エイ、ロンドン支店 (Citibank, N.A., London Branch)	連合王国 ロンドン E14 5LB カナリー・ワーフ、カナダ・スクエア、シティグループ・センター (Citigroup Centre, Canada Square, Canary Wharf, London E14 5LB, United Kingdom)

【振替機関】

該当なし。

【財務上の特約】

担保設定制限については、下記「5 担保又は保証に関する事項」を参照のこと。
 債務不履行に基づく期限の利益喪失については、下記「11 その他」を参照のこと。

リスクおよびご留意事項

本債券への投資は、対象株式の株価の動向により直接的に影響を受ける。株式投資にかかるリスクに耐え、かつ、そのリスクを評価し得る経験豊富な投資家のみが、本債券の投資に適している。各投資家は、以下に記載される主要なリスクを理解し、自己の個別的な財務状況、本書に記載される情報および本債券に関する情報に照らし、必要に応じて本債券が投資に相応しいか否かを自己のアドバイザーと慎重に検討された後に投資判断を行うべきである。

ただし、以下の記載は本債券に関するすべてのリスクを完全に網羅することを意図したものではない。

1. リスクについて

(1) 元本毀損リスク

各本債券の満期償還は、交付株式数の対象株式の交付等により行われる場合がある。かかる場合、本債券について満期償還日に受領される財産的価値は、対象株式の株価により直接影響を受けることから、対象株式の株価水準によっては、当初投資された元本金額を下回り、対象株式発行会社につき破産手続が開始された場合などに最小価値で0（ゼロ）となる可能性がある。

したがって、対象株式の株価が下落すると、本債券の償還金額が元本を下回る可能性が高くなると予想される。

(2) 利率変動リスク

本債券の利率は、利息起算日である2018年7月26日から2018年10月26日までの利息期間（下記「2 利息支払の方法」に定義される。）については固定利率が適用されるが、2018年10月26日以降に開始する各利息期間については、対象株式の株価の水準により適用される利率が変動する。関連する利率判定日の対象株式の終値が利率判定価格未満の場合、関連する利払日に支払われる利息について適用される利率は、年率0.50%となる。

(3) 再投資リスク

「3 償還の方法 (1) 対象株式の株価の水準による期限前償還」の規定に従い、期限前償還を生ぜしめる事由が発生した場合、本債券のすべてはその直後の利払日すなわち、期限前償還日（下記「用語の定義」に定義される。）において額面金額で償還される。この場合、期限前償還された償還金額をその時点での一般実勢レートで再投資した場合に、投資家は期限前償還されない場合に得られる本債券の利金と同等の利回りが得られない可能性（再投資リスク）がある。

(4)受渡リスク

各本債券の満期償還は、交付株式数の対象株式の交付等により行われる場合があるが、発行者および受渡代理人（下記「用語の定義」に定義される。）は、本債券の償還のため必要となる可能性のある対象株式を現在確保していない。このため、対象株式の流動性が低い場合には、株式市場から償還に必要な株式が迅速に調達できずに、本債券の償還に支障が生じることもあり得る。また、受渡混乱事由（下記「用語の定義」に定義される。）の発生により、その受渡決済ができない場合があり得る。

(5)流動性リスク

本債券の流通市場は確立されていない。発行者、売出人およびそれらの関係会社は、現在、本債券を流通市場に流通させることは意図しておらず、本債券を買取る義務も負わない。このため、本債権者は、本債券を償還前に売却できない場合がありうる。

また、たとえ本債券を売却できたとしても、こうした流動性の低さは本債券の中途売却価格を低下させる要因になりうるため、その売却価格が投資金額を著しく下回る可能性がある。

(6)信用リスク

発行者および/または保証者の財務状況の悪化などにより、本債券の利息もしくは償還金額の支払または交付株式数の対象株式の交付等がその支払期日より遅延する可能性、または支払もしくは対象株式の交付が行われない可能性がある。また、発行者および/または保証者ならびに対象株式発行会社の財務・経営状況の悪化またはこれに伴う外部評価の変化が、満期償還日前における本債券の価値に悪影響を及ぼす場合がある。金融機関が発行する債券は、信用状況の悪化により本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、債権順位に従って元本や利子の削減や株式への転換等が行われる可能性がある。ただし、適用される制度は発行者の本拠所在地国により異なり、また今後変更される可能性がある。

一般的に、発行者の債券発行プログラムおよび発行者への信用格付は、発行者の債務支払能力を示すものとされるが、当該格付はすべての潜在的リスクを反映していない可能性がある。また、かかる格付は、格付機関により、いつでも変更、または取下げられる可能性がある。

(7)価格変動リスク

本債券の時価および売却価格は、以下に掲げる様々な影響を受ける。かかる影響の度合いは、対象株式の株価と本債券の満期償還日までの期間により、変動する。また、かかる要因の影響が相互に作用し、それぞれの要因を打ち消す可能性がある。以下に、他の要因が一定の場合に、ある要因だけが変動したと仮定した場合に予想される本債券の価格への影響を例示した。

対象株式の株価

一般的に、対象株式の株価の下落は本債券の価値に悪影響を与えると予想され、また、対象株式の株価の上昇は、本債券の価値に良い影響を及ぼすと予想される。

配当利回りと株式保有コスト

対象株式の配当利回りの上昇、あるいは株式保有コストの下落は、本債券の価値を下落させる方向に作用し、逆に対象株式の配当利回りの下落、あるいは株式保有コストの上昇は、本債券の価値を上昇させる方向に作用すると予想される。

金利

本債券は円建てであるため、円金利の変動は、本債券の価値に影響を与える。一般的に、本債券の価値は、円金利が下落すると上昇し、円金利が上昇すると下落すると予想される。

予想変動率

予想変動率とは、ある期間に予想される指数等の変動の幅と頻度の基準を表わす。対象株式の株価、金利などの予想変動率の変動が本債券の価値に悪影響を与えることがある。

信用力および信用格付

本債券の価値は、発行者および/または保証者ならびに対象株式発行会社の信用度の一般的な評価により影響を受けると予想される。通常、かかる評価は、格付機関から付与された格付により影響を受ける。このため、発行者の債券発行プログラム、発行者および/または保証者ならびに対象株式発行会社に付与された格付が下落すると、本債券の価値に悪影響を及ぼす可能性がある。また当該格付に変更がなされなくても、発行者および/または保証者の経営・財務状況の悪化やその予想が、本債券の価値に悪影響を及ぼす可能性がある。

2.ご留意事項

(1)対象株式発行会社の開示

本債券の発行者、売出人およびそれらの関係会社は、対象株式発行会社の開示された企業情報に関し、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。対象株式発行会社の開示情報に虚偽記載等があった場合、対象株式の株価が下落し、その結果本債券の財産的価値に悪影響を及ぼす可能性がある。

(2)本債券と対象株式発行会社および対象株式の関係

本債権者は、対象株式の株主が得られる利益と同等の利益を、本債券の投資により得られることを期待してはならない。したがって、本債権者は、対象株式の株価上昇による利益を直接享受することはなく、満期償還が対象株式の交付によってなされる場合であっても、交付前に発生した対象株式の配当金を受取る権利はない。

対象株式発行会社に、潜在的調整事由や合併事由（それぞれ下記「用語の定義」に定義される。）などが生じた場合、変動利息期間（下記「2 利息支払の方法」に定義される。）中の利率、本債券の期限前償還の有無および満期償還の方法の決定基準となる値（それぞれを「利率判定価格」、「期限前償還判定価格」、「ロックイン価格」および「転換価格」と称し、下記「用語の定義」に定義される。）が調整されることがあり、また対象株式が代替することがある。

本債券の利率判定価格、期限前償還判定価格、ロックイン価格および転換価格を決めるための当初価格（下記「用語の定義」に定義される。）はまだ決定していない。決定した当初価格によっては、また、前述の調整が行われた結果または対象株式の単元株数（下記「用語の定義」に定義される。）が変更になった場合などには、額面金額を転換価格で除して求められる株式数が単元株数に満たず、現金調整額のみで償還される場合がありうることに留意すべきである。

(3)本債券に影響を与える市場活動

計算代理人（下記「用語の定義」に定義される。）、発行者、売出人およびそれらの関係会社は、通常業務の一環として、自己勘定で取引するディーラーとして、また顧客勘定で、その業務遂行上あるいは発行者の本債券にもとづく支払債務をヘッジする目的で、株式現物、先物およびオプション市場での取引を行うことができる。かかる取引、ヘッジ活動およびヘッジ活動の中止は、マーケットに影響を与える可能性があり、その影響を通じて、本債券の発行条件、変動利息期間中の利率の決定、期限前償還の有無、満期償還の方法および本債券の時価および売却価格に影響し、結果的に本債権者に不利な影響を及ぼす可能性がある。

(4)税金

本債券についての日本の課税上の取扱いについては、変更されることがある。下記「8 課税上の取扱い (2) 日本国の租税」の項を参照のこと。また、詳細に関しては、会計士や税理士等の専門家に確認することがのぞましい。

用語の定義

本書中において、下記の用語は、以下の意味を有する。

「受渡混乱事由」とは、
受渡代理人および／または発行者が管理できない事由（本債券をヘッジするために発行者が締結したヘッジ契約の相手方当事者が交付を行わない場合を含むが、それに限らない。）で、その結果、受渡代理人および／または発行者が各本債券に関し、本債権者に対する交付株式数の対象株式の交付を確保できなくさせるものをいう。

「受渡代理人」とは、
ジェー・ピー・モルガン・チェース・バンク・エヌ・エイをいい、その承継者または場合によりその代理人を含むものとする。受渡代理人は、発行者と受渡代理人との間で締結された受渡代理契約に基づき、発行者の代理人としてのみ行動し、本債権者の代理人または受託者としての義務もしくは関係を引受けるものではない。

「終値」とは、
対象株式につき、計算代理人により決定される、当該日の評価時刻（以下に定義される。）における本取引所（以下に定義される。）において表示される公式な終値を意味する。

「確定株式数」とは、
対象株式につき、以下の計算式に従い計算代理人によって計算される各本債券に対する株式数をいう。ただし、小数第9位を四捨五入する。
(額面金額 ÷ 転換価格)

- 「合併事由」とは、
対象株式につき、()発行済の対象株式の全部を他の法人もしくは個人へ譲渡することになる、または譲渡を取消不能の形で確約することになる対象株式の種類変更、その他の変更(対象株式の基準通貨の変更を含む。)、()対象株式発行会社と他の法人との新設合併、合併、吸収合併もしくは拘束力のある株式交換(対象株式発行会社が存続会社となる新設合併、合併もしくは吸収合併で、発行済の対象株式のすべての種類変更、その他の変更をもたらさないものを除く。)、()法人または個人が発行済の対象株式の100%を買入れもしくは取得することにより、対象株式の全部もしくは一部(買付人が所有または支配する対象株式を除く。)を譲渡することとなる、もしくは譲渡を取消不能の形で確約することとなる対象株式の公開買付、株式公開買付、交換申込、勧誘、提案もしくはその他の事由または()対象株式発行会社もしくはその子会社と他の法人との新設合併、合併、吸収合併、拘束力のある株式交換で対象株式発行会社が存続会社となり、結果として発行済の対象株式のすべての種類変更、その他の変更をもたらさないものであるが、当該事由の発生前の発行済の対象株式(当該第三者が所有または支配する対象株式を除く。)が包括して当該事由発生後の発行済の対象株式の50%未満を表章することとなるもののいずれかの事由を意味し、いずれの場合も合併日(以下に定義される。)が最終評価日(以下に定義される。)以前の場合に限る。
- 「合併日」とは、
合併事由に関し、対象株式(公開買付の場合には、申込人により所有または支配されている対象株式を除く。)の種類変更その他の変更もしくは対象株式の公開買付により所有する対象株式の譲渡に全所有者が合意した日もしくは取消不能の形で譲渡しなければならなくなった日、または新設合併、合併、吸収合併、売却もしくは譲渡の日時が株主総会に承認のために提案された日、または新設合併、合併、吸収合併、売却もしくは譲渡の効力発生が予定される日のいずれか早い日を指す。
- 「観察期間」とは、
当初価格決定日(以下に定義される。)直後の予定取引日(以下に定義される。)(当日を含む。)から最終評価日(当日を含む。)までの期間をいう。
- 「期限前償還判定価格」とは、
対象株式につき、当初価格の105.00%に相当する金額をいう(ただし、1円未満を切り捨てる。)
- 「期限前償還日」とは、
満期償還日に当たる利払日を除く各利払日をいう。
- 「計算代理人」とは、
ジェー・ピー・モルガン・チェース・バンク・エヌ・エイをいい、その承継者または場合によりその代理人を含むものとする。
- 「現金調整額」とは、
対象株式につき、以下の計算式に基づき計算代理人によって計算される額面金額に対する日本円の現金額(1円未満を四捨五入)をいう。
(確定株式数 - 交付株式数) × 最終価格(以下に定義される。)

- 「公開買付」とは、
当該法人または個人が転換またはその他の手段により対象株式発行会社の議決権のある発行済株式の10.00%超、100.00%未満を買入れ、または取得もしくは取得の権利を持つこととなると、計算代理人が政府機関もしくは自主規制機関に提出された書類あるいは計算代理人が関係あるとみなしたその他の情報に基づき判断した、法人または個人による公開買付、株式公開買付、交換申込、勧誘、提案またはその他の事由をいう。
- 「交付株式数」とは、
確定株式数以下で、単元株数の最大整数倍の対象株式の数を意味する。
- 「国有化」とは、
対象株式につき、対象株式の全部または対象株式発行会社の資産の全部もしくは実質的に全部が国有化され、公用徴収され、またはその他の態様により政府機関、行政当局もしくは政府団体に強制的に譲渡されることを意味する。
- 「最終価格」とは、
計算代理人がその単独の裁量により決定する、最終評価日の対象株式の終値をいう。
- 「市場障害事由」とは、
計算代理人が単独かつ完全な裁量により取引障害（以下に定義される。）、取引所障害（以下に定義される。）または早期終了（以下に定義される。）が発生もしくは存在していると決定し、かつ、かかる場合において、計算代理人が当該取引障害、取引所障害および早期終了が重大であると決定した場合の当該取引障害、取引所障害および早期終了の発生または存在をいう。
「取引障害」とは、いずれかの日において本取引所の取引終了直前の1時間間に（本取引所その他が許容する制限を超える株価変動その他を理由とするか否かを問わず）本取引所における対象株式の取引に関して、本取引所による取引の停止（本取引所が特別気配を公表した場合を含む。）もしくは当該取引に課せられた制限が発生または存在することをいう。
「取引所障害」とは、いずれかの日において本取引所の取引終了（早期終了を除く。）直前の1時間間に、市場参加者が全般的に本取引所における対象株式の取引を実行し、もしくはその時価を取得する機能を失い、もしくは毀損する事由（計算代理人により決定される。）をいう。
「早期終了」とは、取引所営業日（以下に定義される。）において予定終了時刻（以下に定義される。）前に本取引所が取引を終了することをいう。ただし、かかる早期終了時刻について、（ ）当該取引所営業日の本取引所における通常取引セッションの実際の終了時刻と（ ）当該取引所営業日の終了時刻における執行のために本取引所のシステムに入れられる注文の提出締切り時刻のいずれか早い方から少なくとも1時間前までに本取引所がかかる早期の終了を発表している場合を除く。

- 「支払不能事由」とは、
対象株式発行会社の任意もしくは強制的解散、清算、破産、民事再生手続の開始、会社更生手続の開始、特別清算の開始、整理もしくは支払不能または対象株式発行会社に影響を与える類似の手続により、()対象株式全部について管財人、清算人もしくはこれらと同様の者に対する譲渡が強制された場合、または()対象株式を保有する者がかかる株式の譲渡を法律上禁じられた場合を意味する。
- 「障害日」とは、
本取引所がその通常取引セッションの間に取引を行うことができない、または市場障害事由が生じていると計算代理人が判断した予定取引日をいう。
- 「上場廃止」とは、
対象株式が本取引所において（合併事由または公開買付以外の）何らかの理由により上場または取引されないこととなり、または将来的にされなくなり、それと同時に、日本国に所在する取引所もしくは相場表示システムにすぐには再上場または再取引されない旨を本取引所が、本取引所の規則に従い発表することをいう。
- 「潜在的調整事由」とは、
対象株式につき、以下のいずれかの事由を意味する。
- () 対象株式の分割、併合もしくは種類変更（ただし、結果として合併事由の発生による場合を除く。）。疑義を避けるために付言すれば、株式分割もしくは株式併合、またはボーナス、資本組入れもしくは類似の目的のための対象株式の現存株主に対する無償分配または配当を含む。
 - () 対象株式の現存株主に対する(a)かかる対象株式の分配、発行もしくは配当、(b)対象株式の株主に対する支払と等しくもしくは当該支払に比例して、対象株式発行会社の配当および/もしくは残余財産の支払を受ける権利を付与するその他の株式もしくは有価証券の分配、発行もしくは配当、(c)スピノフまたは他の同様の取引により対象株式発行会社を取得もしくは保有する（直接的か間接的かを問わない。）他の発行者の株式もしくはその他の有価証券の分配、発行もしくは配当、または(d)その他の有価証券、新株購入権もしくは新株予約権もしくはその他の資産の分配、発行もしくは配当であって、いずれの場合においてもそれらの対価（金銭かどうかを問わない。）が計算代理人の決定する実勢の市場価格を下回る場合。

- () 計算代理人の決定する特別配当。
- () 対象株式発行会社による全額払込済みでない対象株式の払込請求。
- () その原資が利益からまたは資本からによるか、および買戻しの対価が金銭、有価証券その他であることを問わない、対象株式発行会社またはその子会社による対象株式の買戻し。
- () 敵対的買収に対抗する株主権利プランまたはその他の取決め（一定の事態が発生した場合に優先株式、新株予約権証券、債券または株主権をそれらの市場価格を下回る価格（計算代理人が決定するところによる）で付与する内容のもの）により、何らかの株主権が分配されまたは普通株式もしくは対象株式発行会社の資本を構成する他の株式から何らかの株主権が分離される結果となる事由。ただし、かかる事由の結果として効力を生じる調整は、かかる権利が回復された場合再調整される。
- () 上記()ないし()以外で、計算代理人の判断において、対象株式の理論価値を希薄化または凝縮化する効果を有するその他同様の事由。

「対象株式」とは、	対象株式発行会社の発行済の普通株式をいい、下記「3 償還の方法（2）満期における償還（ロ）潜在的調整事由、合併事由、公開買付、国有化、上場廃止および支払不能事由の影響」記載の調整の条項に服する。
「対象株式発行会社」とは、	東海カーボン株式会社（株式銘柄コード：5301）（本書において「東海カーボン」ということがある。）をいう。
「単元株数」とは、	対象株式につき、100株の単元株数をいう。ただし、単元株数の変更に従う。
「転換価格」とは、	対象株式につき、当初価格の100.00%に相当する金額をいう。
「当初価格」とは、	計算代理人がその単独の裁量で決定する、当初価格決定日の対象株式の終値をいう。
「当初価格決定日」とは、	2018年7月26日をいう。2018年7月26日が予定取引日ではない、または、障害日である場合、当初価格決定日はその直後の障害日ではない予定取引日とする。ただし、2018年7月26日の直後の2予定取引日のいずれかの日が障害日でない場合に限る。当該直後の2予定取引日のすべての日が障害日である場合、かかる日が障害日であることにかかわらず、当該2予定取引日目の日を当初価格決定日とみなし、計算代理人はその単独かつ完全な裁量により適切であるとみなす情報源を参照して当初価格を決定する。
「取引所営業日」とは、	本取引所における取引が予定終了時刻よりも早く終了するか否かにかかわらず、本取引所においてその通常取引セッションの間に取引が行われる予定取引日をいう。
「ロックイン価格」とは、	対象株式につき、当初価格の65.00%に相当する金額をいう（ただし、1円未満を切り捨てる。）。

- 「ロックイン事由」とは、
計算代理人がその単独かつ完全な裁量により、観察期間中の障害日ではない予定取引日に、終値が一度でもロックイン価格と等しいかまたはそれを下回ったと決定した場合に発生したものとみなされる事由をいう。
- 「評価時刻」とは、
本取引所の予定終了時刻をいう。本取引所が予定終了時刻より早く終了する場合には、評価時刻は、本取引所が実際に終了する時刻とする。
- 「評価日」とは、
()各変動利払日(下記「2 利息支払の方法」に定義される。)または変動利息期間に関するその他の利息の支払期日につき、当該変動利払日またはその他の利息の支払期日の10予定取引日前の日(以下「利率判定日」という。)、()各期限前償還日に関し、当該期限前償還日の10予定取引日前の日(以下「期限前償還判定日」という。)、()満期償還日については、満期償還日の10予定取引日前の日(以下「最終評価日」という。)をいう。評価日が障害日である場合は、かかる評価日は、その直後の障害日でない予定取引日とする。ただし、当初予定されていた評価日の直後の2予定取引日のいずれかの日が障害日でない場合に限る。当該直後の2予定取引日のすべての日が障害日である場合、かかる日が障害日であることにかかわらず、()当該2予定取引日目の日を評価日とみなし、()計算代理人はその単独かつ完全な裁量により適切であるとみなす情報源を参照して当該2予定取引日目の日の評価時刻現在の終値を決定する。
- 「保管振替機構」とは、
対象株式の受渡に関し、対象株式の取引につき通常決済する主要な国内の保管振替機構(本書日付現在、株式会社証券保管振替機構(JASDEC))またはその承継者をいう。
- 「保管振替機構営業日」とは、
保管振替機構が決済指示の受付および執行のために営業している日(または受渡混乱事由の発生がなければそうであった日)をいう。
- 「本取引所」とは、
株式会社東京証券取引所もしくはその承継者または対象株式の取引が臨時に場所を移して行われている代替の取引所もしくは相場表示システム(ただし、計算代理人が、かかる臨時の代替の取引所または相場表示システムにおいて、当該対象株式に関して元の取引所における場合に匹敵する程の流動性がある旨決定することを条件とする。)をいう。
- 「予定終了時刻」とは、
本取引所および予定取引日に関し、当該予定取引日における本取引所の週日の予定された終了時刻をいう。時間外または通常取引セッション外の他の取引は考慮しない。
- 「予定取引日」とは、
本取引所がその通常取引セッションのために取引を行う予定の日をいう。
- 「利率判定価格」とは、
対象株式につき、その当初価格の85.00%(ただし、1円未満を切り捨てる。)をいう。

2【利息支払の方法】

各本債券の利息は、下記「適用利率の決定」の記載に従い計算代理人により決定される利率（年率）で、利息起算日である2018年7月26日（当日を含む。）からこれを付し、2018年10月26日、2019年1月26日、2019年4月26日および2019年7月26日（以下それぞれ「利払日」という。）に、各利息期間について日本円で後払いされる。

適用利率の決定

本債券の利率は以下に従って決定される。

- () 2018年7月26日（当日を含む。）から2018年10月26日（当日を含まない。）までの期間については、年9.80%の利率で利息が付され、2018年10月26日に、額面金額100万円の各本債券につき24,500円が後払いされる。
- () 2018年10月26日（当日を含む。）から満期償還日（当日を含まない。）までの期間（以下「変動利息期間」という。）における各利息期間については、2019年1月26日を初回とし満期償還日を最終回とする各利払日（以下「変動利払日」という。）に、各変動利払日（当日を含まない。）に終了する利息期間についての利息が後払いされる。各変動利息期間に適用される利率および各変動利払日に支払われる額面金額100万円の各本債券の利息額は、計算代理人により以下に従って決定される。
 - (イ) 当該変動利払日の直前の利率判定日の終値が利率判定価格以上である場合、当該変動利息期間に適用される利率は年9.80%となり、利息は額面金額100万円の各本債券につき24,500円となる。

(ロ) 当該変動利払日の直前の利率判定日の終値が利率判定価格未満である場合、当該変動利息期間に適
用される利率は年0.50%となり、利息は額面金額100万円の各本債券につき1,250円となる。

利払日が営業日（以下に定義される。）ではない場合、かかる利払日は翌営業日まで延期される（ただし、延期
した利払日が翌暦月となる場合は、直前の営業日とする。）。なお、いかなる場合にも支払われる利息額の調整は
行われない。

本書において「営業日」とは、ロンドンおよび東京において、商業銀行および外国為替市場が支払を決済してい
る日で、かつTARGET営業日（以下に定義される。）にあたる日をいう。

「TARGET営業日」とは、TARGET2（以下に定義される。）またはその承継者がユーロによる支払の決済を行って
いる日をいう。

「TARGET2」とは、欧州自動即時グロス決済支払システム（Trans-European Automated Real-Time Gross
Settlement Express Transfer payment system）で、単独共有プラットフォーム（single shared platform）を利
用し、2007年11月19日に開始したものをいう。

「利息期間」とは、利息起算日（当日を含む。）または利払日（当日を含む。）から直後の利払日（当日を除
く。）までの期間をいう。

本債券はその最終の償還の日以降は利息を付さない。ただし、正当な呈示がなされたにもかかわらず、償還金額
の支払が不当に留保または拒絶された場合はこの限りではない。かかる場合、本債券には、（ ）当該本債券に関し
てその受領日までに期限の到来している金額の総額が、当該本債券の所持人によりもしくはかかる所持人のために
受領された日、または（ ）財務代理人が、本債権者に対して、本債券に関して以下の5日後の日までに期限の到来す
る金額の総額を財務代理人が受領したことを通知した日から5日後の日（その後には支払の不履行があった場合を除
く。）の、いずれか早い方の日まで、本項に従って（判決の前後を問わず）継続して利息が発生するものとする。

利息期間以外のすべての期間について、各本債券につき支払われる利息の金額は、各本債券の額面金額に、上記
に記載の利率を乗じて得られた金額に、下記の算式に基づき当該期間（以下「計算期間」という。）の日数を360で
除して得られた商を乗じることにより計算される（1円未満を四捨五入して計算される。）。

$$\text{日数計算} = \frac{[360 \times (Y2 - Y1)] + [30 \times (M2 - M1)] + (D2 - D1)}{360}$$

上記の算式において、

「Y1」とは、計算期間の初日が属する年を数字で表したものをいう。

「Y2」とは、計算期間に含まれる末日の翌日が属する年を数字で表したものをいう。

「M1」とは、計算期間の初日が属する暦月を数字で表したものをいう。

「M2」とは、計算期間に含まれる末日の翌日が属する暦月を数字で表したものをいう。

「D1」とは、計算期間の初日にあたる暦日を数字で表したものをいう。ただし、かかる数字が31の場合、D1は30
になる。

「D2」とは、計算期間に含まれる末日の翌日にあたる暦日を数字で表したものをいう。ただし、かかる数字が31
であり、D1が29より大きい数字の場合、D2は30になる。

ただし、計算期間の日数は、計算期間の初日（当日を含む。）から計算期間の末日（当日を除く。）までを計算
する。

3【償還の方法】

(1) 対象株式の株価の水準による期限前償還

計算代理人がその完全な裁量により、いずれかの期限前償還判定日において終値が期限前償還判定価格と等しいかそれを上回ると決定した場合、該当する期限前償還日において、本債券は、そのすべて（一部は不可。）が、額面金額にて期限前償還される。

(2) 満期における償還

(イ) 満期償還

(a) 本債券が期限前償還されず、また、買入消却されない限り、本債券は、満期償還日に、計算代理人により以下のとおり決定され、償還される。満期償還日が営業日に該当しない場合、かかる満期償還日は翌営業日（かかる翌営業日が翌月となる場合には、直前の営業日）とする。

() ノックイン事由が発生していない場合、額面金額100万円の各本債券につき、100万円

() ノックイン事由が発生し、かつ最終価格が転換価格と等しいかまたはこれを上回る場合、額面金額100万円の各本債券につき、100万円

() ノックイン事由が発生し、かつ最終価格が転換価格を下回る場合、各本債券は交付株式数の対象株式および/または現金調整額（もしあれば）の交付により償還される。ただし、下記規定に服する。

(b) 上記(イ)(a)()に該当する場合、受渡代理人は、発行者に代わり、本債権者に対し、保管振替機構を通じて、満期償還日（または満期償還日が保管振替機構営業日に該当しない場合は翌保管振替機構営業日）（以下「交付期日」という。）に、交付株式数の対象株式を交付する。受渡代理人がその単独かつ完全な裁量により、受渡混乱事由が交付期日に発生していると決定した場合、交付株式数の対象株式の交付は、交付期日直後の受渡混乱事由のない日まで延期される（ただし、交付期日後8保管振替機構営業日間に受渡混乱事由が発生しない日がある場合に限る。）。交付期日後8保管振替機構営業日間のいずれの日にも受渡混乱事由が発生している場合には、()発行者または発行者に代わり受渡代理人は、その単独かつ完全な裁量により、当該8保管振替機構営業日目の日に、交付株式数の対象株式を商業的に合理的な他の方法により合理的な期間内の日において交付することができるか否かを決定し、かかる決定を計算代理人に通知し、さらに() (x) 交付できると決定した場合、受渡代理人は、受渡代理人が決定した方法および日時にて本債権者に対し交付株式数の対象株式を発行者に代わり交付し、または(y) 交付できないと決定した場合、各本債券に関する交付株式数の対象株式の交付および現金調整額（もしあれば）の支払に代えて、発行者は、受渡代理人が計算代理人に上記()に基づきかかる決定を通知した日現在の(イ)(a)()に基づき交付される交付株式数の対象株式および現金調整額（もしあれば）の公正な市場価額に等しい額から関連する当該ヘッジ契約の解除または変更につき発行者が負担した費用を差し引いた額（計算代理人がその単独かつ完全な裁量により決定する。）を、日本円で現金により支払うことにより本債券のすべてを償還する。かかる現金による償還は合理的期間内の計算代理人により決定された日に行われる。

本(イ)(b)に基づく本債券の償還の日が満期償還日後に到来する場合、本債権者は本債券につき利息その他を問わず追加の支払を受けることはできず、それらに関し発行者にいかなる債務も発生しない。

(c) (イ)(a)()または(イ)(b)の規定にかかわらず、ただし、下記の規定に従い、計算代理人が最終評価日において、その単独かつ完全な裁量により、いかなる理由においても上記(イ)(a)()に従い発行者が交付期日に本債権者に対し交付株式数の対象株式を交付することができないと決定した場合、発行者は、各本債券に関する交付株式数の対象株式の交付および現金調整額（もしあれば）の支払に代えて、計算代理人がその単独かつ完全な裁量により決定する、最終評価日現在の(イ)(a)()に基づき交付されるべき交付株式数の対象株式および現金調整額（もしあれば）の公正な経済価値に等しい額を、日本円で現金により支払うことにより満期償還日に本債券のすべてを償還する。本債券の要項に基づき、関係事項の通知が本債権者に対し事前になされるものとする。

(d) (イ)(a)()に基づき交付株式数の対象株式の交付を受けるために、本債権者は、確認書をユーロクリア・バンク・エス・エイ/エヌ・ヴィ（以下「ユーロクリア」という。）またはクリアストリーム・バンキン

グ・エス・エイ・ルクセンブルク（以下「クリアストリーム・ルクセンブルク」という。）（場合による。）に対し交付するものとし、またその写しを受渡代理人に送付する。

確認書は以下に従うものとする。

- () 本債権者の氏名および住所を明記すること。
- () かかる確認書の対象となる本債券の数および本債券が借記されるユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルク（場合による。）の本債権者の口座番号を明記すること。
- () 交付期日に本債券を本債権者の口座に借記するよう、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルク（場合による。）に対し取消不能の形で指図、授權すること。
- () (A) 交付株式数の対象株式を譲渡証書の方式により譲渡することを発行者が選択した場合、譲渡証書上に記入される者の氏名および住所、ならびに当該譲渡証書の送付先の銀行、ブローカーその他の者の名称および所在地を明記すること、または
(B) 交付株式数の対象株式の電子的な方法による交付により譲渡することを発行者が選択した場合、当該対象株式の送付先の銀行、ブローカーその他の者の名称および所在地を明記すること。
- () 本項に基づく本債券の決済のために現金による調整額を含む現金が入金される、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルク（場合による。）の本債権者の口座番号を明記すること。
- () 関係する行政手続または法的手続において必要な場合かかる確認書の提出を授權すること。

疑義を避けるために付言すれば、「確認書」は、ユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルクが随時本債権者に要求するその他の様式による通知も含む。この場合、ユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルクは、本債権者に対し、必要な通知の様式を通知し、かかる通知に含まれる情報と上記通知における情報との差異の有無についても通知する。

確認書は、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルク（場合による。）によるその受領以降は撤回することができない。当該通知の交付以後、本債権者は本債券を譲渡することができない。本債権者からの当該通知の受領以後、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルク（場合による。）は、本債権者として当該通知に記載されている者がその記録上当該本債券の所持人であることを確認する。

確認書が適切に記入されておらず、かつ交付されない場合は、当該確認書は無効として扱われることがある。本項に基づく当該通知が適切に記入され、交付されたとの判断は、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルク（場合による。）により行われ、当該決定は最終であり発行者および本債権者を拘束する。

本項の規定に従い、本債権者が確認書に明記した銀行、ブローカーその他の者に対する対象株式の譲渡証書の交付または対象株式の電子的な方法による交付は、本債権者のリスク負担により行われる。

(イ)(a)()に基づく交付株式数の対象株式の交付は、上記記載の確認書が満期償還日の4営業日前の日（またはユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクがその都度指定するその他の営業日）以前に交付されている場合に限り、交付期日に、保管振替機構を通じて行われる。本債権者がかかる確認書を当該営業日以前にユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルク（場合による。）に交付しなかった場合には、譲渡証書または交付株式数の対象株式は、交付期日の後速やかに当該本債権者に交付され、かかる交付は当該本債権者のリスク負担により行われる。疑義を避けるために付言すれば、満期償還日後に当該交付が行われる場合にも、本債権者は、利息その他を問わずいかなる支払も受けることはできない。

(e) 発行者および受渡代理人のいずれも、本債権者または本債権者に代わり行為する銀行、ブローカーその他の者を交付株式数の対象株式の株主名簿上の株主として記載すること、または記載せしめることに對し一切の義務を負わない。

(ロ) 潜在的調整事由、合併事由、公開買付、国有化、上場廃止および支払不能事由の影響

(a) 対象株式発行会社による潜在的調整事由に該当する事項の宣言、公表または決定に基づき、計算代理人は、その単独かつ完全な裁量により、当該潜在的調整事由が対象株式の理論価値を希薄化または凝縮化する効果を有するか否かを判断し、かかる希薄化または凝縮化が生じると判断した場合には、計算代理人は()かかる希薄化または凝縮化を適切に反映するように、計算代理人がその単独かつ完全な裁量により決定するところに従い、当初価格、転換価格、期限前償還判定価格、ロックイン価格、利率判定価格および/または交付株式数ならびにその他の関連する数値を調整し、かつ()当該調整の効力発生日を決定する。

(b) 対象株式に関し合併事由または公開買付が発生した場合には、計算代理人は()当該合併事由または(場合により)公開買付の本債券に対する経済的影響を反映するために適切であると計算代理人が判断する、本債券についての償還、決済、支払またはその他の条件の調整(対象株式に係するボラティリティーの変動、予想配当、貸株率または流動性を考慮した調整を含む。)(かかる調整は、対象株式に関するオプションが取引されている取引所において、当該オプション取引に対して、かかる合併事由または(場合により)公開買付についてなされる調整を参照して決定することができるが、その義務はない。)を行い、かつ()当該調整の効力発生日を決定する。または、上記に基づき、計算代理人が、商業上合理的な結果を導くかかる調整を行うことが不可能であると決定した場合、本債券は、3営業日以上20営業日以内の通知を行うことにより、計算代理人がその単独の裁量により誠実に決定する、かかる合併事由または(場合により)公開買付を考慮に入れた本債券の公正な経済的価値に等しい額から関連する当該ヘッジ契約の解除または変更につき発行者が負担した費用を差し引いた額を支払うことにより償還される。

(c) 最終評価日以前の日、対象株式に関し国有化、上場廃止または支払不能事由が発生している場合、3営業日以上20営業日以内の通知を行うことにより、本債券は、計算代理人がその単独の裁量により誠実に決定する、かかる国有化、上場廃止または支払不能事由を考慮に入れた本債券の公正な経済的価値に等しい額から関連する当該ヘッジ契約の解除または変更につき発行者が負担した費用を差し引いた額を支払うことにより償還される。

(d) 計算代理人は、可及的速やかに、本(ロ)に基づき行われるあらゆる決定および/または調整の詳細を発行者、財務代理人および受渡代理人に通知する。当該詳細についての本債権者に対する通知は財務代理人により本債券の要項に従って行われる。

拘束力を有する計算

計算代理人は、発行者と計算代理人との間の計算代理人契約(以下「計算代理契約」という。)に従い、本債券に基づき支払われる一定の金額に関する計算および本書により詳細に明記されている一定の事項に関する決定をその単独の裁量により行うために計算代理人に任命された。計算代理人による決定のために付与され、表明され、示され、または取得された証明書、交信、意見書、判定、計算、相場および決定は、明白な誤謬がある場合を除き、発行者、財務代理人、その他の支払代理人(下記「4 元利金支払場所」に定義される。)および本債権者を拘束し、また、明白な誤謬のある場合を除き、計算代理人は、その規定に従ってなしたその権限、義務および裁量権の履行および行使に関して、本債権者に対して何らの義務を負わない。計算代理人による通知は、計算代理契約に従ってなされた場合に適式になされたものとみなされる。

対象株式の株価終値の過去の推移

下記の表は、2014年から2017年までの各年および2017年7月から2018年6月までの各月の対象株式発行会社の東京証券取引所における株価の終値の最高値と最安値を表したものである。下記の表においては、対象株式発行会社の呼値の単位にかかわらず、株価は小数第1位まで示している。ただし、かかる期間において対象株式発行会社について合併などの事由が生じている場合、または対象株式について株式併合もしくは株式分割が行われている場合などには、効力発生前の株価は当該事由を考慮して調整された値で表記されている場合がある。これは、投資家に対する参考のために対象株式発行会社についての公に入手可能な情報を提供するという目的のために記載するものであり、この株価終値の過去の推移は、将来の動向を示唆するものではなく、本債券の時価を示すものでもない。また、過去の下記の期間において対象株式の株価終値が下記のように変動したことによって、対象株式の株価が本債券の存続期間中に同様に推移することも示唆するものではない。

< 東海カーボンの株価終値の過去推移 >

株価（単位：円、2014年から2017年までの年次毎および2017年7月から2018年6月の月次毎）

年	最高値（円）	最安値（円）
2014年	375.0	264.0
2015年	406.0	277.0
2016年	405.0	237.0
2017年	1,411.0	374.0

年 月	最高値（円）	最安値（円）	年 月	最高値（円）	最安値（円）
2017年 7月	758.0	604.0	2018年 1月	1,718.0	1,504.0
2017年 8月	797.0	703.0	2018年 2月	1,983.0	1,430.0
2017年 9月	1,058.0	770.0	2018年 3月	1,833.0	1,509.0
2017年10月	1,175.0	1,046.0	2018年 4月	1,659.0	1,317.0
2017年11月	1,206.0	1,067.0	2018年 5月	2,233.0	1,418.0
2017年12月	1,411.0	1,128.0	2018年 6月	2,288.0	1,888.0

出典：ブルームバーグL P

（注）2018年7月4日の東京証券取引所における東海カーボンの株価の終値は1,957.0円であった。

(3) 税制変更による期限前償還

- （ ） フィンランド共和国（以下「フィンランド」という。）、その下部行政区画、その課税当局もしくは課税機関の法令もしくは規制の改正、またはかかる法令もしくは規制の解釈もしくは運用の変更が本債券の発行日以降に生じたことにより、本債券の次の支払に際して発行者が下記「8 課税上の取扱い（1）フィンランド共和国の租税」に定める追加額を支払うことを要する場合、
- （ ） 上記の事態が発生している旨と、それを招来した事由を記載した発行者の権限を有する者1名が適式に署名した証明書、およびかかる事態が発生している旨の定評ある独立の法律顧問の意見書を発行者が財務代理人に交付することにより、かかる事態が証された場合、発行者はその裁量により、下記「10 公告の方法」に従い本債権者に対して30日以上60日以内の事前の通知（変動利率で利息が付される債券の場合は、利息が支払われる日に終了する30日以上60日以内の通知）（取消不能とする。）を行うことにより、以下のいずれかを選択することができる。

- (a) 期限前償還額（租税）（以下に定義される。）（当該償還日までの経過利息（もしあれば）が含まれる。）にて未償還債券の全部（一部は不可）を償還すること（ただし、かかる償還通知は、仮にある日に本債券の支払期日が到来したならば発行者が当該追加額を支払うことを要することになる最初の日の90日より前に、行うことはできない。（ただし、変動利率で利息が付される債券の場合を除く。））。
- (b) 本債券の期日における不払いがない場合に限り本債権者の同意を得ることなく、当該時点で未払いのすべての本債券に関するいっさいの支払を期日どおりにかつ適式に行う義務、ならびに本債券、債券発行プログラムに関連する財務代理人契約証書（以下「財務代理人契約」という。かかる表現には、この契約についての修正および追加を含む。）および発行者が債券発行プログラムに関連して作成、交付した誓約書（以下「誓約書」という。）に基づく発行者のその他いっさいの債務を、発行者に代えて「関連者」（以下に定義される。）に引き受けさせること。

「期限前償還額（租税）」とは、期限前償還の直前の本債券の公正市場価格として計算代理人によりその単独かつ完全な裁量で決定された円建ての金額（ただし、裏付となる、および/または関係する、ヘッジおよび資金調達取決め（本債券に基づく発行者の義務をヘッジする株式オプションを含むがこれらに限られない。）の清算のための合理的な経費および費用を完全に考慮して調整した金額）である。

「関連者」とは、保証者により直接もしくは間接に支配される法主体、発行者を直接もしくは間接に支配する法主体または発行者と共通の支配下にある法主体を意味する。また、発行者または法主体を「支配」とするとは、発行者またはかかる法主体の過半数の議決権を保有することを意味する。

(4) 買入

発行者はいつでも、公開市場その他の市場でいかなる価格でも本債券（確定債券の場合には当該債券に付された支払期日未到来の利札すべてがともに入入れられるものとする。）を買入れることができる。

(5) 消却

償還され、または上記に従い買入れられた償還期限未到来のすべての本債券（確定債券の場合には本債券に添付されまたは本債券とともに引渡されもしくは買入れられた期限未到来の利札を含む。）は、消却、再発行または転売することができる。

4【元利金支払場所】

本債券の元利金支払代理人（以下「支払代理人」という。）および本債券の元利金の支払場所は以下のとおりである。

シティバンク・エヌ・エイ、ロンドン支店（Citibank, N.A., London Branch）

連合王国 ロンドン E14 5LB カナリー・ワーフ、カナダ・スクエア、シティグループ・センター
（Citigroup Centre, Canada Square, Canary Wharf, London E14 5LB, United Kingdom）

シティバンク・ヨーロッパ・ピーエルシー（Citibank Europe plc）

アイルランド ダブリン 1、ノース・ウォール・キー 1
（1 North Wall Quay, Dublin 1, Ireland）

本債券に関する支払は、東京所在の銀行に支払受領者が有する口座への送金またはかかる銀行宛の小切手の振出しにより行われ、いずれの場合も、適用される財政その他の法令・規則に従う（ただし、下記「8 課税上の取扱い（1）フィンランド共和国の租税」に定める規定が妨げられることはない。）。

5【担保又は保証に関する事項】

(1) 本債券は、発行者の無担保の非劣後債務であり、本債券間で互いに優先することなく、発行者の現在および将来のその他すべての無担保かつ非劣後の債務と（支払不能の場合には債権者の権利に関するフィンランド法上認められる限度にて）同順位とする。

(2) 保証者は、本債権者のために債券発行プログラムに関連する保証状（その時々修正および/または補足および/または改訂を含む。以下「保証状」という。）を作成、交付している。保証状に基づき、保証者は本債券上発行者が支払うべきすべての金員の適時かつ適式の支払を無条件かつ取消不能の形で保証している。

保証状に基づく保証者の債務は、保証者の直接かつ無担保債務であり、保証者の現在および将来のその他すべての無担保かつ非劣後の債務と（支払不能の場合には債権者の権利に関するフィンランド法上認められる限度にて）同順位とする。

(3) 本債券が未償還である限り、発行者は、自らの「債務」（以下に定義される。）または発行者による第三者の「債務」に対する保証を担保するため、発行者の現在または将来の財産、資産または収入に対する「担保権」（以下に定義される。）を設定しない。ただし、かかる担保設定と同時にまたはその前に、かかる「担保権」が本債券に基づくいっさいの支払債務を同等の順位および比率で担保するために必要ないっさいの行為を発行者が行う場合はこの限りではない。また、発行者のために保証者が行う保証に関して発行者が保証者に対して負担する債務を担保するために発行者が保証者に提供する担保については、本項でいう「債務」に対する「担保権」の設定から除外する。

上記の「担保権」とは、抵当権、先取特権（法律の定めにより発生するものを除く。）、質権、負担その他の担保権を意味する。

上記の「債務」とは、ボンド、ノート、ディベンチャーもしくはその他の証券（当初、私募により販売されたかどうかを問わない。）の形態による、またはそれらにより表章される現在および将来の負債で、証券取引所、店頭市場その他認められた証券市場において値付けされ、上場されまたは通常取引されるか、されうるか、またはそのように意図されたもの（その発行要項上、かかる値付け、上場、取引を明示的に妨げている場合には、値付けされ、上場されまたは通常取引されうるものとはみなされない。）を意味する。

6【債券の管理会社の職務】

該当なし。

財務代理人の職務は以下のとおりである。

発行者は、支払期日が到来した本債券に関する元金または利息を支払うために、財務代理人に対してかかる支払期日前に、本債券に関してその時点で支払われるべき元金または利息に相当する金額を適用のある通貨で支払う。

支払代理人が財務代理人契約に従い支払を行った場合、発行者が前段落の義務を遵守することを条件として、かつ、その限度において、財務代理人は、支払代理人に対し、財務代理人が前段落の記載に基づき受領した資金から、当該支払代理人により支払われた金額を支払う。

また、上記「3 償還の方法 (3) 税制変更による期限前償還」に記載の証明書および法律意見書を発行者から受領するほか、本債券の要項および財務代理人契約により課されるいっさいの業務を履行する。

7【債権者集会に関する事項】

債権者集会に関する規定は財務代理人契約に規定されている。

発行者および保証者は（共同して）いつでも、特別決議による本債券の要項の修正を含めた本債権者の利益に影響を及ぼす事項を決する債権者集会を招集することができ、また本債券のその時点の元本残高の10分の1以上を有する本債権者の書面による要求があれば、債権者集会を招集しなければならない。

特別決議事項を審議するための債権者集会の定足数は、本債券のその時点の元本残高の過半数を代表または保有する2名以上とする。ただし、特別決議によつてのみ変更可能な本債券の一定の要項の変更（とりわけ、本債券の元本もしくは利息支払額もしくは利率の変更、償還日もしくは満期償還日における支払額の計算方法の変更または支払期日の変更に關するもの）を議題に含む債権者集会の定足数は、本債券のその時点の元本残高の4分の3以上を代表または保有する2名以上（定足数が足りないために開催された延会後の債権者集会においては、定足数は本債券のその時点の元本残高の過半数を代表または保有する2名以上）とする。

債権者集会において可決された特別決議は、出席の有無にかかわらず、すべての本債権者および利札の所持人を拘束する。

8【課税上の取扱い】

(1) フィンランド共和国の租税

本債券の元利金、償還金額等に関するいっさいの支払は、フィンランドによりもしくはフィンランドのために、またはフィンランドの下部行政区画、課税当局もしくは課税機関によりもしくはそのために、現在または将来賦課されるいっさいの種類の公租公課を源泉徴収または控除されることなく行われる。ただし、法律により、かかる公租公課の源泉徴収または控除が要求される場合はこの限りではない。かかる場合、発行者または（場合により）保証者は、かかる源泉徴収または控除後の本債権者または利札の所持人による純受領金額が、かかる源泉徴収または控除がなければ本債権者または利札の所持人が受領することとなる金額と等しくなるために必要な追加額を支払う。ただし、以下のいずれかの場合においては、本債券または利札に關しての追加額は支払われないものとする。

- () 本債券または利札を単に保有していること以外に、フィンランドと関連性を有することを理由として、本債券または利札に關して公租公課が課される所持人により、またはかかる所持人のために、支払のために呈示される場合。
- () 関連日（以下に定義される。）から30日以上経過後に支払のために呈示される場合。ただし、本債権者または利札の所持人がかかる30日の期間の終了時に支払のために本債券または利札を呈示すれば得られたであろう追加額については、それを限度として支払われる。

本債権者、実質的所有者または発行者もしくは（場合により）保証者の代理人ではない仲介者がFATCA源泉徴収（以下に定義される。）を免除された支払を受けることができない場合、発行者または（場合により）保証者は、合衆国内国歳入法第1471条から第1474条までの規則（もしくは改正後の規定もしくは承継する規定）により要求される金額につき、政府間協定に基づく金額につき、これらの規定に關連して他の法域で導入する法律に基づく金額につき、または合衆国内国歳入庁との間の契約に基づく金額につき、源泉徴収または控除を行うことが認められている（以下「FATCA源泉徴収」という。）。発行者または（場合により）保証者は、発行者もしくは保証者、いずれかの代理人もしくは他の関係者により控除もしくは源泉徴収されたかかるFATCA源泉徴収に關し追加額を支払う義務または投資家を補償する義務を負わない。

「関連日」とは、いっさいの支払に關して期日が最初に到来する日、または財務代理人がかかる期日以前に支払われるべき金員を全額受領しなかった場合には、かかる金員を全額受領し、かつ、下記「10 公告の方法」に従いその旨の通知が本債権者に対して適式になされた最初の日を指す。

(2) 日本国の租税

以下は本債券に關する日本国の租税上の取扱いの概略を述べたにすぎず、本債券に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本債券に投資することによるリスクや本債券に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談する必要がある。

日本国の租税に關する現行法令（以下「日本国の税法」という。）上、本債券は公社債として取り扱われるべきものと考えられるが、その取扱いが確定しているわけではない。仮に日本国の税法上、本債券が公社債として取り扱われなかった場合には、本債券に対して投資した者に対する課税上の取扱いは、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

さらに、日本国の税法上、本債券のように、債券の償還時において、債券が対象株式に交換されるものに関して、その取扱いを明確に規定したものはない。将来、日本の税務当局が対象株式のような株式に交換される債券に關する取扱いを新たに取り決めたり、あるいは日本の税務当局が日本国の税法について異なる解釈をし、その結果本債券に対して投資した者の課税上の取扱いが、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

- () 本債券は、特定口座において取り扱うことができる。
- () 本債券の利息は、一般的に利息として取扱われるものと考えられる。日本国の居住者が支払を受ける本債券の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本国の税法上20.315%（所得税、復興特別所得税および住民税の合計）の源泉所得税を課される。さらに、日本国の居住者は、申告不要制度または申告分離課税を選択することができ、申告分離課税を選択した場合、20.315%（所得税、復興特別所得税および住民税の合計）の税率が適用される。日本国の内国法人が支払を受ける本債券の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本国の税法上15.315%（所得税および復興特別所得税の合計）の源泉所得税を課される。当該利息は当該法人の課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。ただし、当該法人は当該源泉所得税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。
- () 本債券の譲渡または償還による損益のうち、日本国の居住者に帰属する譲渡益または償還差益は、20.315%（所得税、復興特別所得税および住民税の合計）の税率による申告分離課税の対象となる。ただし、特定口座のうち当該口座内で生じる所得に対する源泉徴収を日本国の居住者が選択したもの（源泉徴収選択口座）における本債券の譲渡または償還による所得は、確定申告を不要とすることができ、その場合の源泉徴収税率は、申告分離課税における税率と同じである。また、内国法人に帰属する譲渡損益または償還差損益は当該法人のその事業年度の日本国の租税の課税対象となる所得の金額を構成する。本債券の償還が発行者以外の者の発行する株式によってなされる場合、日本国の居住者が本債券の元金の償還により交付を受ける金額（償還の日における当該株式の終値に交付される株式の数を乗じて計算される金額。その他に対価が現金で支払われる場合にはこれを加えた金額。）は本債券の譲渡に係る収入金額とみなされて、償還差損益に係る課税がなされる。内国法人の場合には、当該償還差損益は当該法人のその事業年度の日本国の租税の課税対象となる所得の金額を構成するが、組込デリバティブ部分を区分した場合の償還差損益の算出方法は日本国の居住者に帰属する場合の算出方法とは異なる可能性がある。
- () 日本国の居住者は、本債券の利息、譲渡損益および償還差損益について、一定の条件で、他の債券や上場株式等の譲渡所得、利子所得および配当所得と損益通算および繰越控除を行うことができる。
- () 外国法人の発行する債券から生ずる利息および償還差益は、日本国に源泉のある所得として取り扱われない。したがって、本債券に係る利息および償還差益で、日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者および外国法人に帰属するものは、通常日本国の所得に関する租税は課されない。同様に、本債券の譲渡により生ずる所得で、日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者および外国法人に帰属するものは、日本国の所得に関する租税は課されない。
- () 本債券の償還が発行者以外の者の発行する株式によってなされる場合、租税特別措置法（所得税関係）通達により、償還の日における当該株式の終値が当該株式の取得価額となる。

9【準拠法及び管轄裁判所】

- (1) 本債券、財務代理人契約、保証者の保証、誓約書およびこれらに起因または関連するすべての非契約義務は、イングランド法に準拠する。

- (2) 発行者は、本債権者の利益のために、イングランドの裁判所が本債券に起因または関連して生じる紛争（本債券に起因または関連して生じる、契約で合意されない義務を含む。）（以下「紛争」という。）を解決するための専属的な管轄権を有することに合意している。
- (3) 発行者はイングランドの裁判所が紛争を解決するための最も適切で便宜な裁判所であり、したがって発行者はその他の裁判所がより適切で便宜であると主張しないことに合意している。
- (4) 上記(2)は、本債権者の利益のためのみの定めである。したがって、本項の定めは、本債権者が紛争に関する手続（以下「司法手続」という。）を管轄権のあるその他の裁判所で行うことを何ら妨げるものではない。法律が許容する範囲において、本債権者は複数の管轄地において同時に司法手続をとることができる。
- (5) 発行者は司法手続を開始させる書類および司法手続に関連し送達が要求される他の書類につき、ロンドン、SW1Y 4LB、セントジェームズ・スクエア、11-12、3階、スイート1（Suite 1, 3rd Floor, 11-12 St. James's Square, London SW1Y 4LB）に所在するジョーダズ・トラスト・カンパニー・リミテッド（Jordans Trust Company Limited）または2006年会社法に従い訴状の送達ができるグレートブリテンにおける発行者のその他の住所に交付されることによって発行者に送達されうことに合意している。かかる者の発行者の訴状の送達を受ける者としての選任が有効ではない、または効力が停止する場合には、発行者は、発行者または財務代理人の指定事務所に交付される発行者宛ての書面によるいずれかの本債権者の請求により、発行者のために訴状の送達を受ける追加の者をイングランドにおいて選任する。かかる選任が15日以内に行われないう場合には、本債権者は、発行者または財務代理人の指定事務所に交付される発行者宛ての書面による通知により、かかる者を選任する権限を有する。本項の定めは、法律が許容するその他の方法で訴状を送達する本債権者の権利に何ら影響を与えるものではない。本項は、イングランドにおける手続ならびにその他の場所における司法手続にも適用される。
- (6) 発行者は司法手続に関して、司法手続でなされた命令または判決による財産（発行者が使用または使用を予定しているかにかかわらず。）に対する取得、執行、強制執行（これらに限らない。）を含む司法手続に関連した書類の発行または救済の付与に対して一般に同意している。
- (7) 発行者が、いずれかの管轄地において発行者自身、その資産またはその収入に対する訴訟、強制執行、差押え（強制執行の補助、判決前の保全その他を問わない。）またはその他の法的手続からの免責を主張することができ、かつかかる免責（主張されているか否かを問わない。）がかかると管轄地において発行者自身、その資産またはその収入に帰因しうる場合、かかる管轄地の法律が最大限許容する範囲内で、発行者はかかる免責を主張せず、取消不能の形で放棄することに同意している。

10【公告の方法】

ロンドンにおいて一般に頒布されている主要日刊紙（フィナンシャル・タイムズ（Financial Times）を予定）に掲載された場合、かかる掲載が実際的でないとときはヨーロッパにおいて一般に頒布されているその他の英文の主要日刊紙に掲載された場合、または本債券が仮大券もしくは恒久大券で表章されているときは、下記「11 その他(2)」に記載されたユーロクリア、クリアストリーム・ルクセンブルクおよびその他関連決済機関にその記録上の当該大券の持分保有者に連絡すべく通知を交付した場合、本債権者に対する通知は有効に行われたものとみなされる。上記のように行われた通知は、かかる掲載日に（または複数回掲載された場合には、最初の掲載日に）、またはかかる交付の日に、有効に行われたものとみなされる。

上記に従い本債権者に対して行われた通知は、利札の所持人に対しても有効になされたものとする。

11【その他】

- (1) 下記に掲げる事由または事態（それぞれ以下「不履行事由」という。）は本債券の期限の利益喪失事由である。
 - () 発行者が支払期日が到来した本債券に関するいずれかの支払を、支払期日から10日を超えて怠った場合。
 - () 発行者または保証者が本債券に基づきまたは本債券に関連して発行者または保証者を拘束するその他の義務、条件または規定の履行または遵守を怠り、かつ当該不履行の治癒を発行者または（場合により）保証者に要求する旨の財務代理人に対する当該時点で未払いの本債権者が書面による通知が最初になされた日から90日間当該不履行が継続している場合。
 - () 発行者もしくは保証者のいずれかの借入金債務が債務不履行を理由に定められた期限に先立って返済すべきことになる場合、かかる借入金債務のいずれかが期日もしくは適用ある猶予期間満了までに支払われない場合、発行者もしくは保証者のいずれかが借入金債務のために設定した担保権が実行可能となる場合、または

発行者もしくは保証者のいずれかが第三者の借入金債務（総額が50,000,000ユーロ（その他の通貨の場合は50,000,000ユーロ相当）以上のもの）に関して付与した保証もしくは補償が期日に支払われない場合。

- () 発行者もしくは保証者が破産もしくは支払不能の宣告を受けた場合、発行者もしくは保証者が支払を停止した場合、発行者、保証者もしくはその資産の相当な部分に関する倒産手続に関して、管財人、受託者その他類似の管理者の選任もしくは債権者との法定和議手続を開始する命令、行為が裁判所もしくは行政機関によりなされ、もしくは発行者もしくは保証者がかかる選任もしくは手続の申立てを決議した場合、または発行者もしくは保証者が解散もしくは清算した場合。
- () 保証者の保証が完全な効力を消失した場合、または保証者の保証が完全な効力を有しない旨保証者が主張する場合。

本債券に関し不履行事由が発生した場合、各本債権者は発行者に宛てた書面による通知を行うことにより、当該各本債券および未払経過利息は直ちに期限が到来し支払われるべき旨を宣告することができ、その場合には、発行者がその通知を受領する前にすべての不履行事由が治癒されていない限り、呈示、要求、異議またはその他あらゆる種類の通知（本債券のこれに相反する条件にかかわらずこれらすべてを発行者は明示的に放棄する。）を必要とせず、直ちに当該各本債券は額面金額に未払経過利息を付して償還される。

- (2) 本債券の各発行は当初、仮大券により表章されるものとし、仮大券は発行日頃にユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクの預託機関または共通預託機関に預託される。

仮大券の発行日から40日後の日以降、米国財務省規則によって要求される実質的所有者に関する証明書（大要仮大券に記載されている様式または関連決済機関が一般に使用する様式によるもの）が受領されていることを前提として、仮大券は恒久大券と交換しうる。

本債券が仮大券により表章されている場合において、当該本債券の利払期日が到来した場合、利払いは、上記の実質的所有者に関する証明書がユーロクリア、クリアストリーム・ルクセンブルク、その他関連決済機関に受領された場合に限り行われるものとする。恒久大券に関する支払は、証明書を要求することなく、ユーロクリア、クリアストリーム・ルクセンブルク、その他関連決済機関を通じて行われる。

恒久大券は、恒久大券に定める一定の場合を除き、かかる恒久大券の所持人の選択により確定債券と交換されることはない。また、かかる選択は、取引単位金額が本債券の額面金額の整数倍でない場合には適用されない。また、最低額面金額が、100,000ユーロに1,000ユーロ（もしくは他の通貨による相当額）を加算した額であるか、または100,000ユーロ未満のその他の整数倍である場合は、45日前の通知によりまたはいつでも確定債券との交換を請求できるという恒久大券の所持人の選択は、適用されない。ただし、恒久大券は、本債券が期限の利益を喪失し直ちに償還されなければならない場合またはユーロクリア、クリアストリーム・ルクセンブルクもしくはその他関連決済機関が14日間（公休日を除く。）連続して業務を停止し、もしくは永久に業務を停止する旨発表した場合には、確定債券と交換される。

- (3) 本債券の償還において支払期日が到来した金員（経過利息を含む。）の支払は、いずれかの支払代理人の指定事務所における当該本債券の呈示および提出（支払金員が不足し全額の支払がなされないときは提出を要しない。）と引換えに行われる。

本債券に関する利息の支払は以下のとおり行われる。

- () 仮大券または恒久大券の場合は、合衆国外のいずれかの支払代理人の指定事務所において仮大券または恒久大券の呈示と引換えに行われ、仮大券の場合には要求されている証明書の提出を要する。

- () 当初の交付時に利札を付すことなく交付された確定債券の場合は、合衆国外のいずれかの支払代理人の指定事務所において当該確定債券の呈示と引換えに行われる。
- () 当初の交付時に利札を付して交付された確定債券の場合は、当該利札の提出、または利息の支払に予定された日以外の利息の場合には確定債券の呈示と引換えに行われ、いずれの場合も合衆国外のいずれかの支払代理人の指定事務所において行われる。

本債券に関する元利金その他の金員の支払期日が、営業日にあたらぬ場合、本債権者および利札の所持人は、翌営業日までかかる場所において金員の支払を受けることができず、また本債券の要項に従い支払がなされない場合を除きかかる遅滞に関し利息その他の金員を請求することができない。

利札を付して当初交付された各確定債券は、償還のためには、すべての期日未到来の利札とともに提出されなければならない。すべての期日未到来の利札が提出できない場合、(a)固定利息の利札については、欠缺利札額面額をかかぬ欠缺がなければ償還に際して支払われるべき金額から控除し、かかる控除額は、支払代理人の指定事務所においてかかる欠缺利札の提出と引換えに、かかる償還日の10年後またはかかる利札の支払日の5年後の遅い方まで、支払われる。また、(b)変動利息の利札については、当該確定債券に関連ある期限未到来の利札（当該確定債券に付されているか否かを問わない。）はすべて無効となり、当該利札に関する支払は償還後にはなされない。

- (4) 本債券または利札は、紛失、盗失、毀損、汚損または破棄の場合、適用あるすべての法律に従い、請求者がかかる代り券に関するすべての費用を支払い、かつ発行者および財務代理人が要求する証拠、担保および補償に関する条件に服した場合、財務代理人の指定事務所において代り券を取得することができる。毀損または汚損した債券または利札は、その代り券が交付される前にこれを引渡さなければならない。
- (5) 本債券は、支払のための呈示が、支払期日から元本については10年以内、利息については5年以内に行われなかった場合は無効となる。

第3【資金調達目的及び手取金の使途】

該当事項なし。

第4【法律意見】

発行者の社内上級法律顧問であるマッティ・カネルヴァ（Matti Kanerva）氏により、下記の趣旨の法律意見書が提出されている。

- (1) 発行者はフィンランド法に基づき適法に設立され有効に存続している公開有限責任会社である。
- (2) 本書に記載された本債券の売出しは、発行者により適法に承認されており、フィンランド法上適法であり、本債券の発行に関し発行者に対し要求されている政府の同意、許可および承認をすべて取得している。
- (3) 発行者およびその代理人による関東財務局長への本書の提出は適法に授權されており、フィンランド法上適法である。
- (4) 本書（参照書類を含む。）中のフィンランド法に関するすべての記載は、重要な点において真実かつ正確である。

第5【その他の記載事項】

発行者のロゴおよび名称、本債券の名称ならびに売出人の名称が発行登録追補目論見書の表紙に記載される。

さらに発行登録追補目論見書の表紙裏に、次の記載がなされる。

「フィンランド地方政府保証機構保証付 フィンランド地方金融公社 2019年7月26日満期 他社株転換条項付 円建債券（期限前償還条項付・デジタル型・ノックイン条項付）対象株式：東海カーボン株式会社 普通株式（以下「本債券」といいます。）の2019年1月26日以降の利払日における利息額および2019年7月26日を除く各利払日における期限前償還の有無は、東海カーボン株式会社の株価水準により決定され、また、本債券の満期償還は東海カーボン株式会社の株価水準によっては、対象株式および/または現金調整額（もしあれば）の交付をもって行われることがありますので、本債券は東海カーボン株式会社の株価動向により影響を受けます。詳細につきましては、本書「第一部 証券情報 第2 売出債券に関する基本事項 2 利息支払の方法」および「第一部 証券情報 第2 売出債券に関する基本事項 3 償還の方法」をご参照ください。

なお東海カーボン株式会社につきましては、本書「第三部 保証会社等の情報 第2 保証会社以外の会社の情報」をご参照ください。

本債券に投資しようとする投資家は、本債券への投資を判断するにあたって、必要に応じ、法務、税務、会計等の専門家の助言を得るべきであり、本債券の投資に伴うリスクに堪え得る投資家のみが本債券に対する投資を行ってください。」

「(注) 発行者は、他の債券の売出しについて訂正発行登録書を関東財務局長に提出することがありますが、かかる他の債券の売出しに係る目論見書は、本目論見書とは別に作成および交付されますので、本目論見書には本債券の内容のみ記載しております。」

また、契約締結前交付書面ならびに「償還のシナリオ」、「本債券の想定損失額について」および「無登録格付に関する説明書」と題する各書面を発行登録追補目論見書の冒頭に記載する。

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

発行者の概況等金融商品取引法第27条において準用する同法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

会計年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）
平成30年6月29日関東財務局長に提出

2【半期報告書】

該当なし。

3【臨時報告書】

該当なし。

4【外国者報告書及びその補足書類】

該当なし。

5【外国者半期報告書及びその補足書類】

該当なし。

6【外国者臨時報告書】

該当なし。

7【訂正報告書】

該当なし。

第2【参照書類の補完情報】

該当なし。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当なし。

第三部【保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項なし。

第2【保証会社以外の会社の情報】

1. 当該会社の情報の開示を必要とする理由

(1) 対象株式発行会社の名称および住所

東海カーボン株式会社

東京都港区北青山一丁目2番3号

(2) 理由

本債券の満期償還は、上記「第一部 証券情報 第2 売出債券に関する基本事項 3 償還の方法 (2) 満期における償還」記載の条件に従い、「ノックイン事由」が発生しており、かつ「最終価格」が「転換価格」を下回った場合、発行者による額面金額の支払に代わり、対象株式および/または現金調整額（もしあれば）の交付によりなされ、また、上記「第一部 証券情報 第2 売出債券に関する基本事項 3 償還の方法 (1) 対象株式の株価の水準による期限前償還」記載の条件に従い、期限前償還判定日において、終値が期限前償還判定価格と等しいかそれを上回ったと計算代理人が決定した場合、本債券は額面金額で期限前償還される。さらに、上記「第一部 証券情報 第2 売出債券に関する基本事項 2 利息支払の方法」記載の条件に従い、対象株式の株価の動きにより、「変動利払日」における利息額が増減する。したがって、当該会社の企業情報は本債券の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本債券の発行者、ディーラー、売出人その他の本債券の発行に係る関係者は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、当該会社の情報の正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類：	普通株式
発行済株式数（平成30年5月9日現在）：	224,943,104株
上場金融商品取引所名または 登録認可金融商品取引業協会名：	東京証券取引所 （市場第一部）
内容：	単元株式数は100株

2. 継続開示会社たる当該会社に関する事項

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書

事業年度（第156期）（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

平成30年3月29日関東財務局長に提出

ロ. 四半期報告書または半期報告書

四半期会計期間（第157期第1四半期）（自 平成29年1月1日 至 平成29年3月31日）

平成30年5月9日関東財務局長に提出

八. 臨時報告書

上記イ.の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成30年4月2日に、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号、同項第8号の2及び同項第16号の2の規定に基づく臨時報告書を平成30年6月26日に、それぞれ関東財務局長に提出

二. 訂正報告書

該当事項なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名 称	所 在 地
東海カーボン株式会社大阪支店	大阪府大阪市北区小松原町2番4号 大阪富国生命ビル
東海カーボン株式会社名古屋支店	愛知県名古屋市中村区那古野一丁目47番1号 名古屋国際センタービル
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号